

0・8・1

令和2年2月25日

館林市長 須藤和臣様
館林市議会議員 遠藤重吉様

館林市監査委員 早川 勉

館林市監査委員 向井 誠

財政援助団体の監査結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定により財政的援助を行った団体の監査を実施したのでその結果を下記のとおり提出します。

記

- 1 監査年月日 令和元年10月3日（木）～ 令和2年2月20日（木）
- 2 監査場所 監査委員室
- 3 監査団体名

聴取日 令和元年11月14日（木）

- 社会福祉法人 聖ルカ会
- 館林つつじサポーターズ倶楽部
- 館林市職員共済会

聴取日 令和2年1月17日（金）

- 館林商工会議所青年部
- 近藤沼環境保全協議会
- 館林市青少年育成推進員連絡協議会

- 4 監査事項 平成30年度補助金等に係る予算執行状況について
(館林つつじサポーターズ倶楽部のみ平成29年度)

- 5 監査の方法

平成30年度中（館林つつじサポーターズ倶楽部は平成29年度中）に市が財政的援助を行った団体の事業実績、出納、その他の事務執行について監査するため、決算書等関係諸帳簿の提出を求めるとともに、当該団体関係者及び所管課長の説明を聴取し、特に下記事項等について慎重に監査を実施した

- (1) 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か
- (2) 補助金等の額の算定、積算根拠は適正か
- (3) 補助金等の申請から交付までの手続き、交付方法は適正か
- (4) 交付団体への指導監督は適切に行われているか
- (5) 補助金等に係る収支の会計経理は適切か否か吟味しているか
- (6) 交付目的や効果等から判断し、縮小、廃止等の見直しを検討したか
- (7) 事業の効果は十分挙げられているか。また、補助金が補助対象以外に流用されていないか
- (8) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か
- (9) 会計処理上の責任体制は確立されているか
- (10) 精算に伴う返還金がある場合、返還の時期等適切に行われているか

6 監査の結果

○ 社会福祉法人 聖ルカ会

(補助内容：館林市民間保育所等補助金、所管課：こども福祉課)

当該団体に対する補助金の支出について、その使途は補助目的に従い概ね適正に使用され、その効果はあげられていると認められたが、延長保育料の未収金が発生しているので、保護者から受領後すみやかに入金されるよう要望する

○ 館林つつじサポーターズ倶楽部

(補助内容：館林市つつじ保護活動団体設立交付金、所管課：つつじのまち観光課)

当該団体に対する交付金の支出について、その使途は交付目的に従い概ね適正に使用され、その効果はあげられていると認められたが、航空券の購入方法の精査を検討されるよう要望する

○ 館林市職員共済会

(補助内容：館林市職員共済会交付金、所管課：人事課)

当該団体に対する交付金の支出について、その使途は交付目的に従い概ね適正に使用され、その効果はあげられていると認められたが、共済給付や助成費を金券で支給しているので、その利用率の確認をされるよう要望する

○ 館林商工会議所青年部

(補助内容：館林市工業関係団体補助金、所管課：商工課)

当該団体に対する補助金の支出について、その使途は補助目的に従い概ね適正に使用され、その効果はあげられていると認められたが、会員数が減少傾向にあり、それに伴い会費収入も縮小するが、これからも引き続き規約等に則って組織運営されるよう要望する

○ 近藤沼環境保全協議会

(補助内容：館林市多面的機能支払交付金、所管課：農業振興課)

当該団体に対する交付金の支出について、その使途は交付目的に従い概ね適正に使用され、その効果はあげられていると認められたが、各年度で予算を立て事業内容に応じた形で予算管理されるよう要望する

○ 館林市青少年育成推進員連絡協議会

(補助内容：館林市社会教育関係団体補助金、所管課：生涯学習課)

当該団体に対する補助金の支出について、その使途は補助目的に従い概ね適正に使用され、その効果はあげられていると認められたが、規約等は現状に合わせ見直されるよう要望する

(各団体に対し、具体的内容について指示しましたので、詳細については省略します)